

第2章 計画の目標

第1節 環境問題等に対する基本認識

環境保全に係る様々な施策に取り組んできた結果、県内の大気・水環境は改善が図られてきました。しかし、環境基準未達成の光化学オキシダントへの対応、閉鎖性水域における水質改善、廃棄物の不法投棄や有害鳥獣等への対応などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性の減少などの地球規模の問題に至るまで、複雑で多様な環境問題を抱え、引き続き各分野における施策に取り組んでいく必要があります。

特に、地球温暖化は、気候変動による広範囲かつ長期的な影響により環境リスクを高め、人類の生存基盤や生物多様性を脅かす深刻な問題であり、早急な対策が求められます。

これらの環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動における環境負荷が自然の再生能力を超えてしまったことに起因するものであり、私たちは、環境問題の被害者になる一方で、自分自身が環境問題の原因をつくっています。

私たちが今認識しなくてはならないことは、環境問題と一人ひとりの行動が密接に関係していることを十分に理解した上で、環境負荷が自然の再生能力の範囲内に抑えられるよう、日常生活や事業活動を見直し、自ら率先して環境に配慮した行動を実践していかなければならないということです。

持続可能な社会を構築するため、行政はもとより、県民や事業者をはじめとする全ての主体がこの認識の下、積極的に環境保全に取り組む必要があります。

1 持続可能な社会に向けた環境・経済・社会的課題の同時解決

2015年9月の国連総会においてSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

SDGsは、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、17の目標と169のターゲットを設定し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、統合的に取り組むことを掲げています。

また、2015年12月には、全ての国と地域が参加し、「パリ協定」が採決されました。この協定は、地球温暖化問題に人類全体で取り組む初めての枠組みであり、地球温暖化対策は、この協定をスタートに新たな段階に進みました。

このように、2015年には国際社会が持続可能な社会、脱炭素社会に向けて大きな一歩を踏み出しました。

2018年4月に策定された国の第五次環境基本計画では、これらの国際情勢への確に対応した計画とすべきであるとの認識の下、SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるとしています。そのため、横断的な6つの戦略を設定して、環境・経済・社会の課題の同時解決を目指すことと

しています。また、SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられることから、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにすることが必要であるとの認識を示しています。

千葉県では、現在、地域経済の縮小などの経済の課題、少子高齢化に伴う社会の課題などに直面し、これらの課題が複雑に絡み合っている状況にあります。

このような中、持続可能な社会を実現するためには、本県が持つポテンシャルを最大限活用しつつ、特定の施策が複数の異なる課題を解決できるよう、各分野が相互に関連しながら分野横断的に施策を展開することが重要です。

この考え方を踏まえ、環境政策についても、分野横断的に展開することにより、地域が直面する経済・社会的課題の同時解決を目指す必要があります。

図2-1 SDGsロゴマーク



2 地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※の第5次評価報告書によると、世界の平均気温は、1880年から2012年の間に0.85℃上昇しており、特に最近30年間の北半球の気温は過去1400年間で最も高温であるとされています。本県においても、銚子地方気象台（銚子市）の観測データでは、年平均気温が100年当たり約1.0℃上昇しています。

IPCCの報告では、地球温暖化は疑いの余地がなく、その主な原因は、人類の活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いとされています。今後、更に気温が上昇した場合は、気候システムが地球規模で大幅に変化することにより、様々な分野で大きな影響をもたらすことが予測

されています。

地球温暖化の問題に全世界の人々が一丸となって対応していくため、世界の全ての国と地域が参加する枠組みとして、「パリ協定」が2016年11月に発効しました。

国では、2016年5月に地球温暖化対策計画を策定し、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で26%削減するとともに、長期的目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという目標を掲げています。

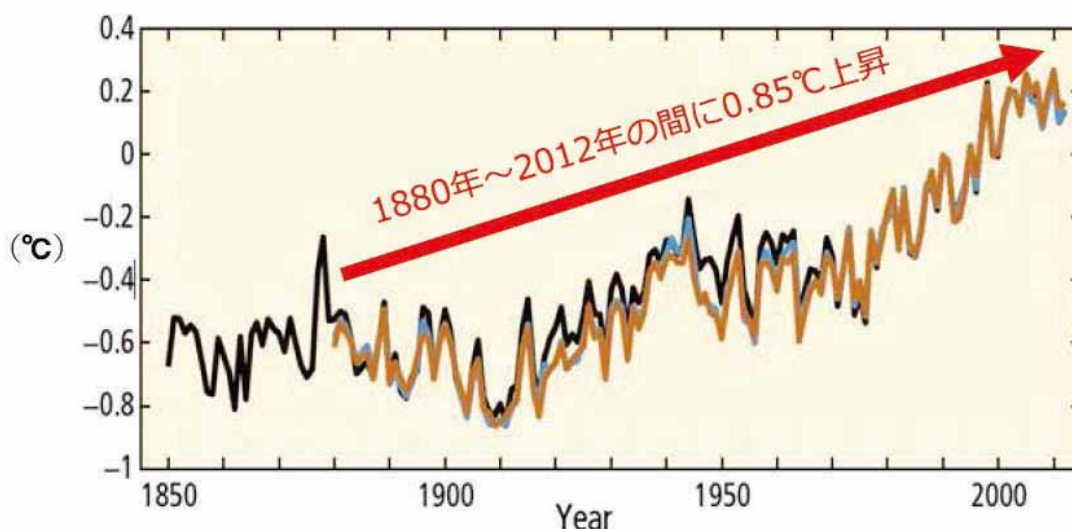
なお、国では、長期的目標の達成のためには、従来取組の延長では実現が困難であり、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指しています。また、電力部門では、低炭素化が課題となっており、発電施設の高効率化や二酸化炭素の排出量が大きい燃料の転換などが求められています。

本県における2013年度の温室効果ガス排出量は、7,798万9千t-CO₂となっており、1990年度と比較すると4.9%増加しています。そのような状況の中、県では、世界や国の動きを受けて、2016年9月に千葉県地球温暖化対策実行計画を策定し、2030年度の県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で22%削減することを目指しています。

温室効果ガスの排出量を削減するためには、再生可能エネルギー※の活用や省エネルギーの促進を更に進めるとともに、県民・企業・行政など全ての主体が、地球温暖化の問題は一刻の猶予もない状況であることを認識した上で、それぞれの役割を自覚し、相互に連携しながら行動していく必要があります。

また、温室効果ガスの排出抑制等を進めることも重要ですが、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響に対する適応も同時に進めていく必要があります。

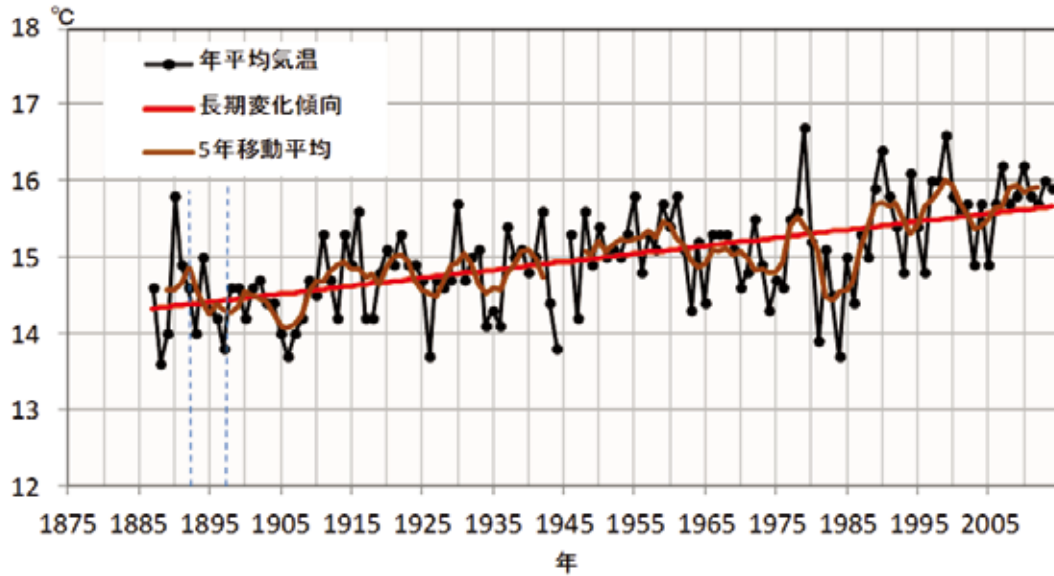
図2-2 観測された世界の平均地上気温の変化



1986-2005年平均値からの世界の平均気温の偏差

出典：I P C C 第5次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約を基に改編

図 2 - 3 銚子地方気象台における年平均気温の経年変化



出典：「気候変化レポート 2015」東京管区気象台(平成 28 年 3 月)

1892 年と 1897 年(図中の青縦破線)に観測場所を移転しており、移転前の数値は補正した値。

3 循環型社会

持続可能な循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生を抑制し、それでも廃棄物となったものは貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制していかなければなりません。

一般廃棄物※については、県民一人が 1 日に排出するごみの量は近年減少幅が縮小しており、一層の減量化、再資源化に向けた取組が必要です。特に、「3 R (リデュース・リユース・リサイクル) ※」の中でも環境負荷を低減する効果が高い発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)の「2 R」を重点的に推進していく必要があります。

産業廃棄物※については、事業者による排出抑制の取組が進められてきたことにより、排出量は減少傾向にあります。高度経済成長期に集中的に整備された建築物やインフラ等の老朽化が進んでおり、今後、施設更新による排出量の増加が懸念されます。最終処分場※用地の確保は依然として困難な状況にあることから、引き続き排出抑制、再資源化を促進し、最終処分量を減らす必要があります。

また、産業廃棄物の不法投棄は、周辺環境に深刻な影響を及ぼすため、県民・事業者・市町村などと連携し、監視を強化するとともに適正処理を推進し、不法投棄を根絶しなければなりません。

4 自然環境

本県には、緑豊かな房総丘陵、九十九里浜をはじめとした美しい海岸線、東京湾に残された貴重な干潟、様々な動植物が生息・生育する里山※・里海※など、豊

かで多様な自然に恵まれており、県民のみならず、本県を訪れる多くの人に潤いと豊かさを与えています。

この豊かで美しい千葉の自然を未来に引き継いでいくため、自然環境を保全し、自然と共生を図る必要があります。

一方、本県の自然は、長い年月の中で生物多様性を育んできましたが、人間の手で持ち込まれた外来生物の影響により、自然環境が変化し、生物多様性の劣化も懸念されています。

また、社会環境の変化による捕獲の担い手の減少や耕作地の放棄、飼育していた動物の放棄などにより生じた外来生物や有害鳥獣の増加は、生態系への影響ばかりでなく、農業や生活環境にも問題を生じさせていることから、対策を一層強化する必要があります。

5 生活環境

私たちのまわりにある大気、水、土壌の環境汚染や地盤沈下、騒音などの環境問題も決して過去のものではありません。

かつて生じた激甚な大気汚染、水質汚濁、地盤沈下といった公害に対する対策は一定の成果を挙げ、中長期的には大気・水質の環境基準の達成状況はおおむね改善傾向にあり、地盤沈下もおおむね沈静化している状況にあります。

しかしながら、県内には、建築物中のアスベスト※、重金属や揮発性有機化合物※等による土壌汚染といった負の遺産があり、光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）への対応や閉鎖性水域における富栄養化※対策、九十九里地域における地盤沈下、成田空港等に発着する航空機の騒音の問題等、地域的には、様々な課題が残されています。

これらの課題を解決し、県民の健康や生活環境を守り、良好な環境を将来に引き継ぐためには、継続的な環境監視、環境汚染の未然防止・環境改善に向けた排出者等に対する指導の実施や、生活における環境負荷の低減の啓発を進めることに加え、環境にやさしいライフスタイルの定着や、水生生物の生息・生育環境の保全など、様々な視点からの取組を進めていく必要があります。

6 環境を守り育てる人・ネットワーク

環境問題は、資源・エネルギー、経済、食料、人口など様々な課題が複雑に関連しており、問題の背景や原因を多面的・総合的に捉えることが重要です。地球温暖化問題を含め、循環型社会の構築や、豊かな自然・大気・水環境の保全、野生生物の保護と適正管理など、多岐にわたる環境問題を解決し、将来にわたって千葉県環境を守り育てていくためには、環境に対する高い意識を持ち、解決に向けた力を身につけた、主体的に行動できる人材の育成が必要であり、その基盤となるのが環境学習です。

また、環境保全の活動は、それぞれで行うのではなく、県民、企業、行政など各主体の持つ特性を生かしながら連携・協働していくネットワークを築くことに

よって、最大限の効果を生み出すことが可能になります。このため、各主体の良好なパートナーシップによる環境保全活動も進めていく必要があります。

以上のような現状や課題認識の下、第3章において、分野横断的に取り組むべきテーマ、第4章において、千葉県における施策展開の方向性を明らかにするとともに、第5章において、各主体に求められる取組を示します。

第2節 目指す将来の姿

みんなでつくる

『恵み豊かで持続可能な千葉』

～ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、
みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく～

私たちのふるさと千葉県は、三方を海に囲まれ、温暖な気候の下、豊かで多様な自然に恵まれています。

私たちが、健康で文化的な生活を営む上で、健全で豊かな環境の恵みを楽しむことは欠くことのできないものです。

将来の世代もこの豊かな環境の恵みを楽しむよう、環境を保全し、県民のかけがえのない資産として、将来の世代に引き継いでいくことは、現在を生きる私たちの重要な責務です。

そこで最も重要となるのが「持続可能性」です。持続可能な社会を構築するためには、環境への負荷を最小限にとどめつつ、環境と経済をともに向上させる必要があります。また、低炭素社会や天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減させる循環型社会を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を図ることも必要です。

そこで本計画では、本県が持つ可能性を最大限に生かし、県民をはじめとする各主体の協力の下、『恵み豊かで持続可能な千葉』の実現を目指します。

第3節 基本目標

『目指す将来の姿』の実現に向け、次のとおり5つの基本目標を設定します。

1 地球温暖化対策の推進

県民、企業、行政など全ての主体が一体となって、温室効果ガスの排出量を削減し、地域レベルでの地球温暖化対策に取り組むことにより、持続可能な低炭素社会の実現を目指します。

地球温暖化は、県民、企業、行政などによる日々の活動全てが大きく関係しており、その影響は、未来にまで長く続きます。

家庭や事務所・店舗等においては、近年の温室効果ガス排出量の増加率が高いことから、県民一人ひとりのライフスタイルを見直す取組や、環境に配慮した事業活動等の取組を積極的に進めていくことが求められます。

本県の温室効果ガス排出量の約5割を占める製造業においては、各業界の自主的な行動計画に基づく取組を積極的に進め、責任を持って各々の目標を達成することが必要です。

県においては、地域における再生可能エネルギーの導入・活用や、省エネルギーの促進によるエネルギー消費を大幅に減少させる取組、低炭素な社会インフラの構築や、森林整備、都市緑化などの温暖化対策に資する地域環境の整備・改善など、全ての主体の温暖化対策の取組を推進するとともに、県自らが実施する事務・事業においても対策に取り組みます。

2 循環型社会の構築

廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の循環的な利用や適正処理を推進することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築を目指します。

循環型社会を構築するためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物となったものについては、できる限り再使用、再生利用及び熱回収※といった適正な資源の循環的な利用を推進する必要があります。そして、3Rに努めてもなお発生する廃棄物については、適正に処理することが必要です。

このため、県民、事業者、国、県、市町村等が協力して、3R、特に環境への負荷を低減する効果の高い2Rを重点的に推進するライフスタイルの普及や基盤づくりに取り組みます。また、最終処分量を減らすため、廃棄物の減量化や再資源化を促進します。さらに、事業者に対し廃棄物の適正処理の指導を徹底するとともに、不法投棄や不適正処理に対する監視指導を強化し、廃棄物の適正処理の推進に取り組みます。

3 豊かな自然環境の保全と自然との共生

本県の豊かな自然環境を保全し、人と自然との共生を図ります。自然環境がもたらす恵みを活用して、自然とふれあう場を確保します。

生物多様性の保全の観点からも重要な自然公園や自然環境保全地域等の本県の豊かな自然環境を引き続き保全していくとともに、県民・企業・行政など様々な主体が、環境の大切さを認識し、事業活動や日常生活などによる環境への負荷をできるだけ減少させるよう連携していくことで、自然との共生を図ります。

また、人と自然が調和・共存できるよう、地域の特性に応じて、森林や農地農村、湖沼・沿岸域の水環境など、人々の暮らしの中にある自然環境の保全・再生に努め、本県の豊かな自然を未来へ引き継いでいきます。

これらの地域の自然環境を活用し、自然とふれあう機会・場の確保を図ります。

4 野生生物の保護と適正管理

野生生物の種の保存を図るとともに、特定の鳥獣の著しい増加や生態系等への影響を及ぼす外来生物の侵入を防ぎ、生物多様性を保持します。人と野生動物とが適切に共存できる環境を目指します。

本県の豊かな自然環境を次世代に引き継いでいくためには、生態系のバランスを崩さないように努めていく必要があることから、絶滅が危惧される希少な野生動植物の種の保存を図っていきます。

また、人間の生活と軋轢を生じさせている特定の鳥獣の著しい増加や生態系等への影響を及ぼす外来種※の侵入を防ぎ、適正管理を行っていくことで、生物多様性を保持するとともに、人と野生動物とが適切に共存できる環境を目指します。

5 安全で安心な生活環境の保全

良好な大気・水環境や、騒音の少ない暮らしの確保を図ります。有害物質による人の健康への影響が生じない土壌環境の保全と、地下水の適正な利用により地盤環境の保全を図ります。

安全で安心な生活環境を保全するため、きれいな空気により健康的で快適な日常生活が営める大気環境を確保するとともに、騒音の少ない暮らしの確保を図ります。

また、河川・湖沼・海域では、水源としての利用や水産業の場などの利水目的に応じた水質を保全するとともに、県民の憩いの場や漁場として県民に豊かな恵みをもたらす、多様な生物が生息・生育することのできる水環境の保全・再生を図ります。

さらに、地下水、土壌については、有害物質による人の健康への影響が生じない環境の保全を図ります。あわせて、貴重な資源である地下水の適正な利用は継続しつつ、地盤沈下の沈静化を図ります。